

群馬県建設工事成績評定通知公表実施要領

(目的)

第1条 本要領は、工事成績について、「群馬県建設工事成績評定要領」(以下「評定要領」という。)第9条又は第10条の通知、第11条の回答並びに第12条の公表に関する事項を定める。

(評定点等の通知)

第2条 評定要領第9条又は10条に定める通知は、工事成績評定通知書(別記様式第1)によるものとする。

なお、項目別評定点(別表1)を併せて通知する。

(説明請求の提出)

第3条 評定要領第11条の書面の提出先は、当該工事の契約担当者とする。

(説明請求に対する回答)

第4条 評定要領、第11条の回答は、工事成績評定に係る説明書(回答)(別記様式第2)によるものとする。契約担当者は、回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

2)前項の工事成績評定評価委員会は、別に定める設置要領に基づき設置するものとする。

3)契約担当者は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により公表するものとする。

(評定結果の公表)

第5条 評定結果は、当該工事の発注機関において、完成検査終了後すみやかに工事成績評定結果表(別表2)により公表するものとする。

2)公表については、自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。

3)閲覧期間は、完成検査時の属する年度とその翌年度とする。

4)閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

5)工事成績評定結果表(別表2)の保存期間は3年とする。

附則

1 この要領は、平成17年4月1日から適用する。

2 この要領の施行日をもって「群馬県環境・森林局工事成績評定通知公表実施要領」、「群馬県農業局農業基盤整備課所管請負工事成績評定公表要領」、「群馬県県土整備局工事成績評定通知公表実施要領」は廃止する。

3 平成19年10月1日一部改正

4 平成22年4月1日一部改正